

第四章 構成

第四條 本党は党の宣言綱領規約に賛成したる同志を以て構成す、

第五章 機関

第五條 本党に左の機関を置く

- 一 大會
- 二 執行委員会
- 三 委員会

一 大會

第六條 大會は党の決議機関にして代議員及本部役員を以て構成す、

第七條 大會は毎年一回執行委員会之を召集し議長及副議長は大會に於て之を選挙す、但し執行委員会は執行委員三分の二以上の要求ありたる時若くは委員三分の二以上の要求ありたるときは臨時大會を開催することを得

第八條 大會代議員は各支部より選出するものにして委員 各毎に一

第九條 大會の議事は大會代議員の過半数を以て之を決す、

但し可否同数なりときは議長之を決す、

第十條 大會は執行委員長一名執行委員若干名を選出するものとす、

二 執行委員会

第十一條 執行委員会は党の執行機関にして執行委員長執行委員書記長會計を以て構成す、

第十二條 執行委員会は大會に對して責任を負ふものとす、

第十三條 執行委員会は必要に應じ組織宣傳教育調査産業國際出版議會對策等の部門を設くることを得

三 委員

第十四條 執行委員会は書記長及會計を選任す、

第十五條 本委員は大會より次期大會に至る議決機関にして委員及本部役員を以て構成す、

第十六條 委員は各支部より委員 各毎に一名の割合を以て之を選出す、

第六章 役員

第十七條 本党に左の役員を置く